

(別紙1)

社会福祉法人指導監査結果

社会福祉法人もみの木福祉会

1. 指導監査実施年月日 平成29年10月12日(木)

2. 文書指摘事項

区 分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事項
I-3(2) 評議員会の招 集・運営	<p>平成29年6月22日及び9月20日に評議員会が開催されているが、招集手続き及び決議について社会福祉法の改正に対応できていない点が散見された。具体的には次のとおりである。</p> <p>○評議員会の招集手続きについて</p> <p>平成29年4月1日以降に開催される評議員会の招集については、原則として理事が行うこととなっている。その際は、理事会の決議により次の事項を定め、理事が評議員会の1週間前までに評議員に対し書面等により通知を行わなければならない。</p> <p>①評議員会の日時及び場所 ②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項 ③評議員会の目的である事項に係る議案の概要(議案が確定していない場合はその旨)</p> <p>評議員会の招集通知及び理事会議事録を確認したところ、上記の項目を理事会において決議した経過が見受けられなかった。については、今後は評議員会の招集に際し適切な手続を行うこと。</p> <p>根拠法令 社会福祉法第45条第10項において準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、一般法人法とする)第181条、第182条 社会福祉法施行規則第2条の12</p> <p>○評議員会の決議事項について</p> <p>社会福祉法第45条の8第2項において、評議員会の決議は法令及び定款に定める事項に限り行うことができる旨定められている。(平成29年4月1日以降に開催される評議員会に限り適用)</p> <p>平成29年6月22日及び9月20日に開催された評議員会の議事録を確認したところ、指名業者の選定や理事長専決処分等、評議員会の決議事項以外の議案について決議している点が見受けられた。については、貴法人定款第10条に定められた決議事項に限り評議員会において決議すること。</p> <p>根拠法令 社会福祉法第45条の8第2項</p>	
III-3(5) 決算及び計算関 係書類	<p>「社会福祉法人の会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」(平成28年3月31日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長他連名通知)別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」(以下、「運用上の取り扱い」という。)3におい</p>	

	<p>て、サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものと定められている。</p> <p>貴法人におけるサービス区分の設定を確認したところ、一部法令に則っていないものが見受けられた。については、関係法令を確認のうえ、それぞれの事業ごとに経理を区分することが要請されているものについてサービス区分を設けること。</p> <p>また、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長他連名通知）別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」（以下、「運用上の留意事項」という）5, 6において、本部会計については、法人の自主的な決定により拠点区分又はサービス区分とすることができる旨が定められているが、貴法人においては法人本部会計が区分されていなかった。については、法人の実情に応じ拠点区分又はサービス区分として法人本部会計を設けること。</p> <p>根拠法令 運用上の取り扱い3 運用上の留意事項5, 6</p> <p>関係法令 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「総合支援法」という）に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 ○総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 ○総合支援法に基づく指定計画相談支援事業の人員及び運営に関する基準 ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 等</p>	
--	--	--

※文書指摘事項については、別記様式による是正改善状況の報告が必要です。